

日本地域学会長期会費未納者の取扱いについて

日本地域学会（以下「本学会」という）会則第九条 4 号の運用については、次の通りとする。

（会員資格の喪失）

第 1 条 会費を 4 年以上滞納した会員は、理事会の議決により、会員資格を喪失する。

（再入会）

第 2 条 会員資格を喪失した者の再入会は、これを妨げない。

（改正）

第 3 条 この運用は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

本決定は、制定日から施行する。